通知書受領

六月十九日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律

質問主意書提出

六月十九日議員から次の質問主意書が提出された。

中小水力発電の普及と拡大に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第一五五号）

国際労働機関（ＩＬＯ）の条約・勧告適用監視メカニズムに関する質問主意書（石橋通宏提出）（第一五六号）

電力小売全面自由化に関する質問主意書（福山哲郎提出）（第一五七号）

福島県における再生可能エネルギー事業に関する質問主意書（松田公太提出）（第一五八号）

原子力損害賠償支援機構法に関する質問主意書（松田公太提出）（第一五九号）

福島第一原子力発電所１号機で確認された水漏れに関する質問主意書（山本太郎提出）（第一六〇号）

日本芸術院及び公益社団法人日展に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一六一号）

タクシー業界における緊進歩合制賃金と乗務員負担制度に関する質問主意書（小池晃提出）（第一六二号）

報告書提出

六月十九日委員長から次の報告書を提出した。

建築士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）審査報告書

会社法の一部を改正する法律案（第百八十五回国会閣法第二二号）審査報告書

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十五回国会閣法第二三号）審査報告書

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）審査報告書

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）審査報告書

小規模企業振興基本法案（閣法第五一号）審査報告書

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）審査報告書

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三九号）審査報告書

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）審査報告書

養豚農業振興法案（衆第二九号）審査報告書

花きの振興に関する法律案（衆第三〇号）審査報告書

学校図書館法の一部を改正する法律案（衆第三三号）審査報告書

内水面漁業の振興に関する法律案（衆第三七号）審査報告書

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（衆第二二号）審査報告書

アレルギー疾患対策基本法案（衆第二三号）審査報告書

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（衆第二四号）審査報告書

過労死等防止対策推進法案（衆第二五号）審査報告書

人事異動

内閣

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　秦　茂則

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（六月九日）

（国土交通省大臣官房審議官（北海道局））国土交通事務官　池田　潤

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房アイヌ総合政策室長を命ずる

（同）同　小西　昭

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房アイヌ総合政策室長を免ずる（以上六月十九日）

農林水産省

（大臣官房参事官兼経営局）農林水産事務官　髙橋　洋

辞職を承認する

（在ロシア日本国大使館参事官兼在アルメニア日本国大使館兼在トルクメニスタン日本国大使館）外務事務官　仙台　光仁

農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる（以上六月十八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月十七日午後三時二十分御出門、パシフィコ横浜において開催された第十六回世界作業療法士連盟大会・第四十八回日本作業療法学会に御臨席のため、神奈川県横浜市へ行幸啓、同七時三十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、スペイン国国王陛下の御即位につき、六月十九日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、マラウイ国大統領アーサー・ピーター・ムタリカ閣下の大統領就任につき、六月十九日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年６月23日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発管理部総務課並びに同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成26年６月23日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のとおり」は省略し、大島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発管理部総務課並びに同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

公告

諸事項

工場財団

島根県松江市殿町383番地**株式会社山陰中央新報社**の工場財団に島根県出雲市斐川町上庄原1318番地株式会社山陰中央新報社ひかわ製作センター工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年６月23日

松江地方法務局出雲支局

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月23日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成26年６月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鹿島道路株式会社　代表取締役　住吉　正信　東京都文京区後楽１－７－27　国土交通大臣許可（般・特－24）第2400号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

(1)　停止を命ずる営業の範囲

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域内における土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する営業。

(注)　「土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業」に関する営業とは、注文者から土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、ほ装工事及び水道施設工事を請け負う営業をいう。

(2)　期間

平成26年６月24日から平成26年６月26日までの３日間